

岐 阜 県 公 報

目 次

訓 令 甲

岐阜県幹部会議設置規程の一部を改正する訓令

(総合政策課)

ページ
一

号 外 (九) 平 成 二 十 二 年 四 月 一 日

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十六号

岐阜県幹部会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県幹部会議設置規程の一部を改正する訓令

岐阜県幹部会議設置規程(平成十一年岐阜県訓令甲第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週 (火曜日) 発 行 (休日) 翌 日

平 成 二 十 二 年 四 月 一 日

平成二十二年四月一日発行

発行者

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター